政令

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年十月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十六号

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）第二条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（平成二十二年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び同理事会決議第二千三百二十一号」を「、同理事会決議第二千三百二十一号、同理事会決議第二千三百七十一号及び同理事会決議第二千三百七十五号」に改め、同条第二項中「八の項」を「二の項」に改め、同条第三項中「六の項及び七の項」を「一の項」に改める。

別表一の項及び二の項を次のように改める。

一	北朝鮮を仕向地とする貨物のうち、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号及び第二千三百七十一号（同理事会決議第二千二百七十号八及び二十七の規定を除く。）により北朝鮮への輸出の禁止が決定された核関連、ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資として外務大臣、財務大臣及び国土交通大臣が告示するもの
二	北朝鮮を仕出地とする貨物のうち、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号及び第二千三百七十一号（同理事会決議第二千二百七十号八及び二十七の規定を除く。）により北朝鮮からの輸入の禁止が決定された核関連、ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資として外務大臣、財務大臣及び国土交通大臣が告示するもの

別表三の項から八の項までを削り、同表九の項中「から七の項まで」を削り、「一の項から五の項まで及び八の項」を「二の項」に改め、「物資であって、」の下に「国際連合安全保障理事会決議第二千二百七十号八又は二十七の規定により我が国が決定する物資として」を加え、同項（二）中「及び第一条第一項に規定する同理事会決議」を「、同理事会決議第二千八十七号、同理事会決議第二千九十四号及び同理事会決議第二千二百七十号」に改め、同項を同表三の項とする。

附　則

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

外務大臣　河野　太郎
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

省令

○厚生労働省令第百九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月六日　厚生労働大臣　加藤　勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第一（第十一条の三関係）	**別表第一**（第十一条の三関係）
第一　（略）	第一　（略）
第二　（略）	第二　（略）
一　（略）	一　（略）
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数	(2)　（新設）
(3)　（略）	(3)　（略）
(i)～(vi)　（略）	(i)～(vi)　（略）
(vii)　薬剤服用歴管理の実施	(vii)　薬剤服用歴管理の実施の有無
イ　薬剤服用歴管理の実施の有無	（新設）
ロ　電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無	（新設）
(viii)　薬剤情報を記載するための手帳の交付	(viii)　薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否
イ　薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否	（新設）
ロ　薬剤情報を電磁的記録により記載するための手帳を所持する者の対応の可否	（新設）
(4)　（略）	(3)　（略）
(i)　（略）	(i)　（略）
(ii)　地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無	（新設）
(iii)　退院時の情報を共有する体制の有無	（新設）